

## 豊中市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

令和 4 年 7 月 29 日決裁

豊福安第 1886 号

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。）第 115 条の 45 第 1 項第 2 号及び豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年豊健高第 2957 号。令和 4 年豊福政第 4946 号。以下「実施要綱」という。）に定める地域リハビリテーション活動支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

### (目 的)

第 3 条 本事業は、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職（以下「専門職」という。）が専門的知見をもとに、地域包括支援センターをはじめとする多様な主体と連携しながら、高齢者の有する能力を評価し改善するための助言をする等により、地域における介護予防の機能強化と高齢者の自立支援に資する取組みを促すことを目的とする。

### (実施主体)

第 4 条 実施主体は豊中市とする。

### (事業の内容)

第 5 条 本事業は、専門職を派遣することにより、次の各号に掲げる支援を行うものとする。なお、本事業の目的を理解し、市が認める場合は、その他保健、医療の専門職を派遣することができる。

- (1) 介護職員等への介護予防に関する技術的助言
- (2) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援
- (3) 住民への介護予防に関する技術的助言

2 派遣を受けようとする専門職と同職種の職員を配置している介護サービス事業所等は、原則派遣を受けることができない。

### (利用者負担)

第 6 条 本事業の利用にかかる利用者の負担は求めない。

### (個人情報保護)

第 7 条 派遣した専門職及び本事業に関係したその他の者は、正当な理由なく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。その活動終了後も同様とする。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、令和4年8月1日から実施する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は要綱の施行日前においても行うことができる。